

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月27日
【会社名】	松竹株式会社
【英訳名】	Shochiku Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 迫本 淳一
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地四丁目1番1号
【電話番号】	03-5550-1534
【事務連絡者氏名】	総務部 部長 宮田 悦郎
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地四丁目1番1号
【電話番号】	03-5550-1534
【事務連絡者氏名】	総務部総務課 課長 小島 央
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

## 1【提出理由】

平成28年5月24日開催の当社第150回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成28年5月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 配当財産の種類  
金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金4円（うち、普通配当3円・特別配当1円）

配当総額 552,850,940円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年5月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役の間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第28条および第37条の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第28条の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

変更前	変更後
第1条～第27条（条文省略）	第1条～第27条（現行どおり）
第28条（ <u>社外取締役</u> との責任限定契約） 当社は、 <u>社外取締役</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。	第28条（ <u>取締役</u> との責任限定契約） 当社は、 <u>取締役</u> （ <u>業務執行取締役等であるものを除く。</u> ）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。
第29条～第36条（条文省略）	第29条～第36条（現行どおり）
第37条（ <u>社外監査役</u> との責任限定契約） 当社は、 <u>社外監査役</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。	第37条（ <u>監査役</u> との責任限定契約） 当社は、 <u>監査役</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。
第38条～第45条（条文省略）	第38条～第45条（現行どおり）

第3号議案 取締役15名選任の件

取締役として、大谷信義、迫本淳一、安孫子正、細田光人、武中雅人、大角正、岡崎哲也、越村敏昭、秋元一孝、関根康、山根成之、田中早苗（本名：菊川早苗）、西村幸記、高橋敏弘、玉井一哉を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果	
				賛成比率(%)	可否
第1号議案 剰余金処分の件	97,516	3,754	0	93.2	可
第2号議案 定款一部変更の件	101,147	123	0	96.7	可
第3号議案 取締役15名選任の件					
大谷 信義	98,856	2,404	0	94.5	可
迫本 淳一	99,232	2,028	0	94.9	可
安孫子 正	99,451	1,809	0	95.1	可
細田 光人	99,439	1,821	0	95.1	可
武中 雅人	99,456	1,804	0	95.1	可
大角 正	99,452	1,808	0	95.1	可
岡崎 哲也	99,451	1,809	0	95.1	可
越村 敏昭	93,249	8,011	0	89.1	可
秋元 一孝	99,451	1,809	0	95.1	可
関根 康	99,446	1,814	0	95.1	可
山根 成之	100,882	378	0	96.4	可
田中 早苗	100,901	359	0	96.5	可
西村 幸記	100,883	377	0	96.4	可
高橋 敏弘	100,875	385	0	96.4	可
玉井 一哉	100,844	416	0	96.4	可

(注1) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(注2) 賛成比率は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の数（事前行使分および当日出席分「途中退場した株主の議決権の数を含む」）に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

株主総会前日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主の賛否確認により、全ての議案は可決要件を満たしたことから、株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができない議決権の数は加算していません。